

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 6 月 22 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2 件
国民年金保険関係	2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500243 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600022 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における共済組合員としての喪失年月日を昭和 58 年 1 月 1 日から昭和 59 年 4 月 6 日に訂正し、当該期間が昭和 61 年 3 月以前の共済組合員期間であることから、昭和 58 年 1 月から昭和 59 年 4 月までの期間の標準報酬月額を 15 万 2,275 円とすることが必要である。

昭和 58 年 1 月 1 日から昭和 59 年 4 月 6 日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 1 月 1 日から昭和 59 年 4 月頃まで

私は、昭和 51 年 4 月から昭和 59 年 4 月頃まで、A 事業所に正職員として勤務したにもかかわらず、請求期間に係る年金記録が確認できない。正職員として勤務していたことは間違いないので、被保険者資格の喪失年月日を訂正し、年金額に反映する記録としてほしい。

第 3 判断の理由

1 当初、請求者の A 事業所に係る被保険者記録は、日本年金機構及び同事業所に係る人事記録、年金記録等を保管している B 企業年金基金のいずれにおいても確認できなかったところ、同企業年金基金は、請求者が所持する昭和 51 年 4 月分から昭和 57 年 12 月分までの期間に係る給与明細書により、昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 58 年 1 月 1 日までの期間について、請求者が A 事業所の職員であり、同事業所共済組合員であったと認めたことから、日本年金機構により請求者の当該期間に係る年金記録は回復されている。

2 請求者は、昭和 58 年 1 月 1 日以降も引き続き A 事業所に在籍し、同事業所を退職した理由については、姉の病状が悪化したため、昭和 59 年 3 月に C 県 D 市の実家に帰郷し、帰郷後の期間について有給休暇を利用した結果、同年 4 月頃の退職となった旨主張しているところ、改製原戸籍附票により、請求者は同年 3 月 5 日に E 県 F 市から C 県 D 市に転出したことが確認できる。

また、請求者は、A 事業所の独身寮は正職員のみ入居することができ、当該寮には C 県 D 市に帰郷するまで入居していた旨主張しているところ、前述の改製原戸籍附票により、請求者は昭和 51 年 3 月 26 日から昭和 59 年 3 月 5 日まで同一住所地に住所を定めていたことが確認できる。

さらに、請求期間のうち、昭和 59 年 3 月 31 日までの期間について、独身寮の運営を A 事業所の福利厚生事業を行っていた G 事業所より委託され、自身も寮母として寮に居住していたとする者は、当該寮の運営委託契約の終期である昭和 59 年 3 月 31 日の少し前まで請求者は当該寮に入居していた旨陳述している。また、同人は、当該寮の委託契約に係る「厚生福利施設運営委託契約書」を所持しており、同契約書に記載された寮の所在地は、前述の改製原戸籍附票により確認できる請求者の E 県 F 市における住所地と一致する上、請求期間に同事業所に係る

被保険者記録が確認できる複数の同僚も請求者は退職まで正職員であり、寮に入居していた旨、陳述又は回答をしている。

加えて、請求者が提出した預金通帳の写しにより、昭和 59 年 4 月 26 日に A 事業所から請求者に対し 82 万 8,980 円が振り込まれていることが確認できるところ、C 企業年金基金は、請求者の退職時期を昭和 59 年 4 月と仮定し、請求者より提出された給与明細書及び請求者と同時期に A 事業所に入社した者の給与記録より、請求者の退職手当を試算した結果、振込額と近似する金額が算出された旨回答している上、同企業年金基金の担当者は前述の振込について、退職手当の可能性が高い旨陳述している。

また、請求者が所持する年金手帳及びオンライン記録により、請求者が E 県 H 市 I 区において昭和 59 年 4 月 6 日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同区の国民年金係の現担当者は、当時の資料を確認できないため確実なことは分からないが、資格取得日については、何らかの資格証明書等で確認した上で国民年金被保険者資格取得の処理を行ったと考えられる旨陳述している。

なお、前述の国民年金被保険者資格を取得するまでの期間は、何らかの被用者年金に加入していた状況がうかがえるところ、オンライン記録では、請求期間において、請求者に係る厚生年金保険等の被用者年金の被保険者記録は確認できない。

これらを総合的に判断すると、請求者は昭和 58 年 1 月 1 日から昭和 59 年 4 月 5 日までの期間においても、A 事業所に正職員として勤務しており、請求期間において、A 事業所共済組合の組合員であったことが認められる。

このことから、共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の共済組合員としての資格喪失年月日に係る記録を昭和 59 年 4 月 6 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、昭和 61 年 3 月以前の標準報酬月額が国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により計算することとされており、請求者は、同法の適用対象となる期間として、請求期間以外に昭和 51 年 4 月から昭和 57 年 12 月までの共済組合員期間（当該期間は 14 万 8,534 円）を有している。このことから、前述の期間に引き続く請求者の請求期間及び昭和 61 年 3 月以前の共済組合員期間における標準報酬月額に基づき、同条に規定される標準報酬月額を再計算すると、15 万 2,275 円であることから昭和 58 年 1 月から昭和 59 年 4 月までの期間の標準報酬月額については、15 万 2,275 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500448 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600021 号

第 1 結論

請求者のA事業所（現在はB事業所）における平成10年10月1日から平成11年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年10月から平成11年9月までの標準報酬月額については、17万円から28万円とする。

平成10年10月から平成11年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成10年10月1日から平成11年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A事業所に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が前後の年の標準報酬月額と比較して低額となっている。請求期間において、給与が減額になったことは無いので、当該期間に係る標準報酬月額を事実に見合った額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、平成9年10月から平成10年9月までは28万円、請求期間は17万円、平成11年10月から平成12年9月までは28万円と記録されていることが確認できる。

請求期間当時の厚生年金保険法によると、「被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、且つ、報酬支払の基礎となった日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。」と規定されているところ、事業主及び日本年金機構C事務センターは、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の保管は無い旨、回答している。

一方、請求者が提出した給料支払明細書及び事業主が提出した出勤簿兼賃金計算簿によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となるべき報酬月額は、平成10年5月は27万3,650円、同年6月は6万669円、7月は0円、報酬支払の基礎となった日数は、同年5月は25日、同年6月は7日、同年7月は0日であったことが確認できること、及び請求者が請求期間において、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、事業主は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を28万円として届出を行ったことが推認できる。

このことについて、日本年金機構C事務センターは、「請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成10年4月及び同年5月の2か月で算定すると、標準報酬月額は17万円となるため、事務処理を誤った可能性がある。」と回答している上、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、平成10年9月10日に17万円と記録された後、平成

11年7月27日に17万円から28万円に訂正され、その後、同年8月11日に28万円から17万円に訂正された履歴が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）は、事業主が提出した請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に係る事務処理について、誤ったものと認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、28万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500456号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600009号

第1 結論

平成20年5月から平成21年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年5月から平成21年3月まで

平成20年4月又は同年5月頃にA市B区役所もしくはC社会保険事務所(現在はC年金事務所)の窓口で妻の分と一緒に付加保険料納付申出の手続を行った。国民年金定額保険料は年払いで納付済であったため、請求期間の付加保険料は、その場で妻の分と一緒に約9,000円を納付したが、年金記録に反映されていないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者及び請求者の妻が、平成20年5月12日付けで、請求期間に係る付加保険料の納付申出を行ったことは確認できる。

一方、請求者は請求期間に係る付加保険料をA市B区役所又はC社会保険事務所の窓口で納付したと主張しているところ、A市は「請求期間当時、A市B区役所においては窓口での国民年金保険料の現金領収は行っていない。」と回答していること、及び日本年金機構が「平成20年5月より、全国の社会保険事務所窓口において現金の取扱いは廃止となったため、同年同月以降、C社会保険事務所の窓口においても現金領収は行っていない。」と回答していることから、当該回答と請求者の主張は符合しない。

また、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

さらに、請求者が請求期間について付加保険料を納付していたことを示す資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500457号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1600010号

第1 結論

平成3年1月から平成4年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成20年5月から平成21年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成3年1月から平成4年9月まで
②平成20年5月から平成21年3月まで

請求期間①については、平成4年5月に結婚し、同年9月頃、義母から国民年金の加入状況について問われ、未納分をすぐに納付するように諭され、同年10月又は同年11月頃にA市B区役所もしくはC社会保険事務所(現在はC年金事務所)に出向き手続を行った。当時、平成2年9月分までは既に時効のため、納付はできなかったが、それ以降の分については、本来納付する分と遡って納付が可能であった請求期間の保険料を日付けをずらして納付していた。納付については、私、夫又は義母が、銀行又は郵便局などの金融機関で毎月納付していたと記憶している。

請求期間②については、平成20年4月又は同年5月頃に夫が私の分と一緒にA市B区役所もしくはC社会保険事務所の窓口で付加保険料納付申出の手続を行った。請求期間②に係る国民年金定額保険料は年払いで納付済であったため、当該期間の付加保険料は、その場で私と夫の分を合わせた約9,000円を夫が納付した。

請求期間①及び②について、年金記録に反映されていないので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、婚姻後の平成4年10月又は同年11月頃にA市B区役所もしくはC社会保険事務所に出向き、未納となっている国民年金保険料を納付するための手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録により、請求期間直前の平成2年10月分を平成4年11月4日、平成2年11月分を平成4年12月3日、平成2年12月分を平成5年1月8日に納付していることは確認できる。

しかしながら、請求者、請求者の夫及び義母が、請求者の請求期間①に係る国民年金保険料を金融機関で毎月納付したと陳述しているところ、当該金融機関は、請求期間①当時の資料の保管はない旨回答している。

また、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、請求期間①に係る国民年金保険料の納付主体、納付月及び納付場所が異なる中、請求者が納付したとする金融機関及び行政機関が収納事務を継続して誤っていたとは考え難い。

このほか請求者、請求者の夫及び義母が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

請求期間②について、オンライン記録により、請求者及び請求者の夫が、平成 20 年 5 月 12 日付けで、請求期間に係る付加保険料の納付申出を行ったことは確認できる。

一方、請求者は請求期間に係る付加保険料を A 市 B 区役所又は C 社会保険事務所の窓口で夫が納付したと主張しているところ、A 市は「請求期間当時、A 市 B 区役所においては窓口での国民年金保険料の現金領収は行っていない。」と回答していること、及び日本年金機構が「平成 20 年 5 月より、全国の社会保険事務所窓口において現金の取扱いは廃止となったため、同年同月以降、C 社会保険事務所の窓口においても現金領収は行っていない。」と回答していることから、当該回答と請求者の主張は符合しない。

また、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

さらに、請求者及び請求者の夫が請求期間②について付加保険料を納付していたことを示す資料はなく、ほかに当該期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料及び請求期間②に係る付加保険料を納付していたものと認めることはできない。